



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 互応化学工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤村 春輝

(コード番号 4962 東証第 2 部)

問合せ先 管理部部長兼経理部長 荒田 圭久

(TEL 0774-46-7777)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 65 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 22 日 (予定)

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第14条 (条文省略)	第14条 (現行通り)
② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	② 取締役社長に事故 <u>がある</u> ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会並びに <u>監査等委員会</u>
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、12名以内とする。	第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。
(新設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任の方法)	(選任)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u> において選任する。
② (条文省略)	② (現行通り)
③ (条文省略)	③ (現行通り)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長が欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、<u>取締役副社長</u>各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長が欠員又は事故<u>が</u>あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までにこれを發する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し、会日の3日前までにこれを發する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行通り)</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>第30条～第31条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(選任の方法)	(削除)
第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	
② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(任期)</u>	(削除)
第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤監査役)</u>	(削除)
第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
第33条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この定款は、昭和28年11月6日から施行する。</p> <p>2.～27. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計算</p> <p>第32条～第35条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 この定款は、昭和28年11月6日から施行する。</p> <p>2.～27. (現行通り)</p> <p>28. <u>平成30年6月22日一部改訂</u></p> <p>第2条 <u>第65回定時株主総会終結前の監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p>